

精密検査実施医療機関基準確認書【新規・変更時】

実施基準について、下記のとおり提出します。

3. 大腸がん

	実施基準	確認欄 (○か× を 記入)	備考	
1-1	全大腸内視鏡検査を行い、診断ができる		1-1と1-2 のいずれかが ○であることが 必須	
1-2	内視鏡検査及び注腸エックス線検査を併用して行い、診断ができる			
2-1	生検組織の採取が可能な内視鏡検査装置を有している		○であることが 必須	
	内視鏡検査に習熟した医師が対応できる		○であることが 必須	
2-2	内視鏡検査の臨床例が年間30例以上である (臨床例は、担当医1人あたりで過去1年間の数値)	例	年間30例以 上または、過 去5年累計数 が100例以上 であることが必 須	
	内視鏡検査の過去5年間の累計数が100例以上である (累計症例数は、担当医1人あたり)	例		
2-3	注腸エックス線検査を実施する場合の、エックス線装置について		/	
	透視台の起倒が可能で、透視下の圧迫が可能			○であることが 必須
	エックス線管は小焦点である(小焦点は0.3mm、大焦点は1mm以下)			
	エックス線管球は、短時間定格が十分大きく、撮影時の露出時間は0.05秒以下である			
3-1	精密検査結果判明後、速やかに紹介元へ精検結果を返送できる		○であることが 必須	
3-2	部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力できる		○であることが 必須	
4	関連の各種学会等への参加を通じて、大腸がん検診に関する学術的情報や知見を得ることができる			

↓
【4が○の場合、過去1年間の参加学会・研修等を記入してください】